

委員会会計について

(1) いわゆる「委員会費」について

いわゆる「委員会費」の徴収は禁止とします。各委員会が「名古屋青年会議所」の名称を用いた銀行口座を開設することは認めません。

(2) 事業会計との関係

例会や事業についての事業会計については、委員会での立て替えは一切認めません。事務局に仮払申請・事業費支払申請を行い、専務決裁の後、事務局が直接支払いを行います。

(3) コピー代について

委員会開催に必要な資料印刷費は上限額を設定して、本会が負担します。

(4) 委員会会場について

会場については、可能な限り名古屋J C会館を利用することを徹底して下さい。どうしてもJ C会館以外での開催が必要な場合には、一定額本会会計より負担することとします。**※委員会会場費支払申請書**

(5) 出向者支援

出向者支援については、本会計の渉外費から支出するので、委員会単位で金品を渡すことは不要です。

(6) 慶弔について

慶弔に関しても、原則は本会で対応します。従って、委員会が負担することは不要です。**※慶弔費支払申請書**

(7) 一括登録料について

一括登録料については、本会より各会員へ請求いたします。委員長は、諸会議・諸大会の開催意義・目的を会員に説明し、出席するように指導し、一括登録料の趣旨を理解した上で納めていただくようにして下さい。